

その登録申請、大丈夫ですか？

登録申請・補助者申請で“**審査上の疑義**”が生じやすい事例を、わかりやすく**注意喚起**！

内容によっては、審査で疑義が生じるだけでなく、場合によっては**虚偽登録申請（未遂を含む）**として問題となることがあります。

※個別事案ごとに実態を確認のうえ判断されます。

こんなケースは要注意

-  補助者が“直接雇用”ではない
出向扱い／関連会社雇用／
他士業事務所での雇用 など
-  給料の支払元が
行政書士事務所以外
司法書士法人・税理士事務所・
企業本体など
-  勤務場所が登録事務所と
一致しない
補助者の自宅・別拠点・
指定場所勤務 など
-  会社・総務・他士業が本人に
代わって申請を主導している
“本人の意思と実態”が不明確な申請
-  個人開業・使用人・社員の
属性整理があいまい
-  法人内事務所なのに、
独立性・区分性が不明確
会社業務と一体／明確な区画が
ない など
-  電話番号・メールアドレスが
他士業や企業のもの
-  設備・管理体制に疑義がある
小型で持ち運び可能な鍵付きキャビネット／
従たる事務所なのに電話が
主たる事務所へ転送 など

審査で確認されやすいポイント

-  雇用の実態 
-  報酬・給与の
支払関係 
-  勤務場所・
事務所の実態 
-  事務所の
独立性と区分 
-  申請内容と
実際の運用の一致 



“形式だけ整える”申請は危険です。

実態と異なる申請は、後日の是正指導や不利益につながるおそれがあります。



申請前に、雇用形態・事務所実態・属性区分を**必ず確認**しましょう

不明点がある場合は、事前相談のうえ、適切な内容に修正してから申請してください。



登録申請・補助者申請 事前チェックのおすすめ